

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

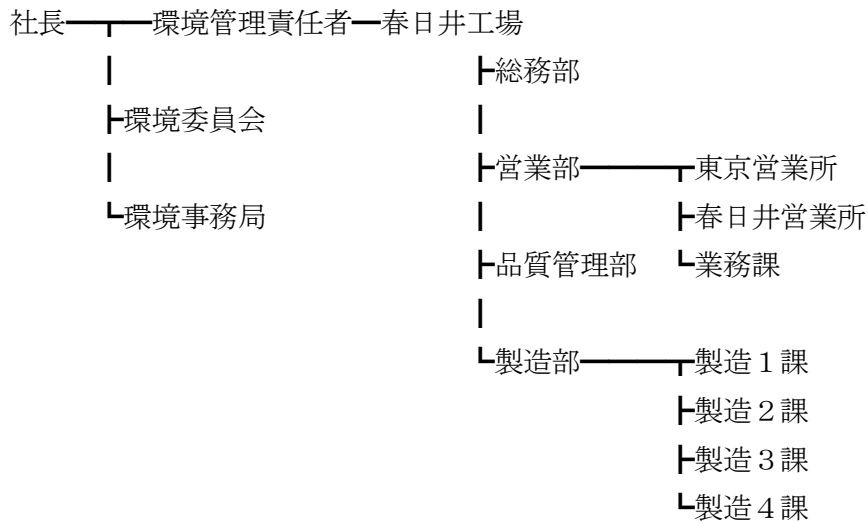
（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書 2021 年 5 月 20 日 愛 知 県 知 事 殿 提出者 森藤技研工業株式会社 住 所 愛知県名古屋市守山区瀬古三丁目128番地 氏 名 代表取締役 森 藤左エ門 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 052（792） 0202 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	森藤技研工業株式会社 春日井工場
事業場の所在 地	愛知県春日井市勝川町1-1-27
計画期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種 類	24 金属製品製造業
②事業の規 模	製造品出荷額 120,000 万円
③従業員 数	66 人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	使用済み金腐食液：特管物収集運搬業者に委託－大阪の中間処理業者－中間処理埋め立て スパッタ塗膜剥離液：特管物収集運搬業者に委託－中間処理業者にて焼却－焼却後残渣埋め立て 廃溶剤：特管物収集運搬業者に委託－中間処理業者にて蒸留－再利用

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	引火性廃油
	排出量	122.28 t	0.18 t
	（これまでに実施した取組） 腐食性廃酸の内 121.97t を占める塩化鉄溶液が弊社の排出する特管物の大部分である。 令和2年度までは、ある事業者凝集補助剤（有価物）として販売していたが、昨年度途中から当地の条例変更により弊社が排出する塩化鉄溶液は環境基準を満たさない為に販売できなくなってしまった。その為、昨年度排出分は多くが特管物として処分せざるを得なくなった。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	引火性廃油
	排出量	100.00 t	0.18 t
	（今後実施する予定の取組） 新たな事業者凝集補助剤としての販売を模索します。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各工程において塩化溶液、スパッタ塗膜剥離剤、溶剤などがそれぞれ個別に専用の容器又はタンクで管理され使用された結果、廃棄物になっている為、特に分別の必要はない。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		

	②計画	【目標】 <table> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>なし</td><td></td></tr> <tr> <td>自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量</td><td>0.00 t</td><td>t</td></tr> <tr> <td>自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量</td><td>0.00 t</td><td>t</td></tr> <tr> <td colspan="3">(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。</td></tr> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	なし		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		
特別管理産業廃棄物の種類	なし													
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t												
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t												
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。														

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
1 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			

1	現状	【前年度（令和２年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	引火性廃油
		全処理委託量	122.28 t	0.31 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	122.28 t	0.31 t
		再生利用業者への 処理委託量	0.00 t	0.00 t
		認定熱回収業者への 処理委託量	0.00 t	0.00 t
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への 処理委託量	0.00 t	0.00 t
		（これまでに実施した取組） 優良認定事業者へ処理を委託しました。		

（第５面）

②計画		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	引火性廃油
		全処理委託量	122.28 t	0.31 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	122.28 t	0.31 t
		再生利用業者への 処理委託量	0.00 t	0.31 t
		認定熱回収業者への 処理委託量	0.00 t	0.31 t
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への 処理委託量	0.00 t	0.31 t

		(今後実施する予定の取組) 今後とも優良認定事業者に処理を委託します。	
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和２年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 （ ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 を 除 く 。 ）	122.59 t	
	(今後実施する予定の取組) 2017 年度よりすべてのマニフェストを電子マニフェストへ移行済み。 今後も電子マニフェスト対応事業者のみに処分委託していきます。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 31 の 4 に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。